

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 16 期 2023 年 8 月 1 日 から 2024 年 7 月 31 日まで

2024 年 9 月 30 日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 SCS 国際有限責任監査法人

所在地 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

代表者 代表社員 牧 辰人

一. 業務の概要

1. 監査法人の目的及び沿革

2009 年 4 月 16 日 当監査法人設立

5 月 20 日 SCS 国際有限責任監査法人として登録（金融庁登録番号：第 6 号）

当法人は以下業務を行うことを目的としています。

- ・財務書類の監査又は証明の業務
- ・財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談業務
- ・公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

2016 年 10 月 3 日 兵庫県神戸市中央区伊藤町 121 伊藤町ビルディング 4 階に神戸事務所開設

2017 年 11 月 29 日 上場会社等監査事務所名簿登録

2021 年 12 月 6 日 神戸事務所を閉所し、大阪府大阪市中央区本町 2-1-6 堺筋本町センタービル 8 階に大阪事務所開所

2023 年 10 月 26 日 上場会社等監査人名簿登録（登録番号：第 3005 号）

2024 年 6 月 22 日 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビルに移転（旧住所：東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 4 階）

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別 有限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

法定監査、任意監査をはじめとする証明業務及び会計、財務、内部統制に関するアドバイザー業務等を提供しています。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項ありません。

(3) 監査証明業務の状況

※2024年7月31日現在

(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	4社	4社
② 金商法監査	-	-
③ 会社法監査	2	0
④ 学校法人監査	-	-
⑤ 労働組合監査	-	-
⑥ その他の法定監査	-	-
⑦ その他の任意監査	10	0
計	16社	4社

(4) 非監査証明業務の状況

区分	総数	(内、大会社等の数)
非監査証明業務	13社	1社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

(経営の基本方針及び経営管理に関する措置)

当法人はその経営の基本方針となるべき当法人の使命を監査マニュアルに定めています。また、全社員により構成される社員会により当法人全体として適切な職務執行が行われるよう管理を行っています。

(法令順守に関する措置)

監査マニュアルにおいて、基本となる姿勢、当法人の掲げる専門家と行動指針を定め、その周知を徹底しています。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

専担者を社員の中から選任しています。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

専担者の責任を明確化し、監査証明業務を行う部門とは独立させています。また、品質管理システムに関する最高責任者に対して専担者は直接報告することができます。

(3) 業務の品質の管理の方針の作成及びその実施に関する措置

当法人の品質管理規程において以下に関する方針を定め、その実施にあたり責任の所在を明確化しています。

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

ア. 職業倫理

当法人は、我が国における職業倫理に関する規定及び社内規定を、全ての社員、その他スタッフに遵守させるため、当該マニュアルを常時閲覧できる状況にし、職業倫理及び独立性の保持に関する定期的な内部研修の実施や個別面談時の指導を通じて、職業倫理及び独立性の保持の重要性と関連規則の周知徹底をしています。

イ. 独立性

当法人は、各監査クライアントについて、独立性の保持が要求される全てのチームメンバーから、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書を、法定監査の場合は契約時及び監査報告書時の少なくとも二度取得することとしています。その他のクライアントについては少なくとも一度入手しています。

国内外のネットワーク・ファームが独立性の保持のための方針及び手続に準拠しているかについては、年に一度その遵守状況について確認を行っています。

ウ. ローテーションの方針及び手続

監査業務の主要な担当社員等及び担当者の長期間の関与による独立性に関する阻害要因に対処するため品質管理規程において方針及び手続を定めています。特に、公認会計士法上の大会社等、法令によって主要な担当社員等のローテーションが要求されている場合には、当該法令に従ったローテーションを行い、監査業務担当者の長期間の関与に関しても方針を定め遵守しています。

② 業務に係る契約の締結及び更新

契約の新規の締結及び更新においては、当法人の定める方針及び手続に従って、監査責任者が以下の全ての要件を満たしていることを確認し、独立性の確認及び受嘱予定監査業務のリスク評価を実施の上、大会社等についてはリスクの程度にかかわらず社員会において、それ以外については全ての代表社員の承認を得ることとしています。

- ・ 時間及び人的資源を含め、業務を実施するための適性及び能力を有していること
- ・ 関連する職業倫理に関する規定を遵守できること
- ・ 関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと

③ 業務を担当する社員その他の者の選任

当法人は、その職責を果たすために適切な能力及び権限を有し、十分な時間を確保できること及び職業倫理を遵守して監査業務を実施できることを確認の上、業務を担当する社員を選任することとしています。

また、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して監査業務を実施し、状況に応じた適切な監査報告書を発行することを可能にするために必要とされる適性及び能力を有する専門職員をそれぞれの監査業務に選任することとしています。

④ 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

当法人の社員報酬の決定は、各社員の業務について、当法人の品質管理第一とする姿勢を含む倫理観、収益性、専門性の3要素をもとにした評価基準に従い社員会での審議を経て、代表社

員の承認のもと決定しています。

イ. 社員及び使用人その他の従業員の研修に関する事項

継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行う必要があることを認識し、専門要員の適性及び能力を高めるため全ての専門要員に対し、日本公認会計士協会会則に定める必要な単位数の履修を義務付け、履修状況の確認も行っています。

ウ. 専門員の採用と評価

当法人の監査業務従事者として十分な素質、適格性を有するか否かを判断し、専門員の採用を行っています。専門員の評価は、監査業務を適切に遂行するために必要な能力・経験・知識等を要件定義した評価シートを元に各担当社員が評価を行い、少なくとも年に1度、個別面談を行っています。

エ. 非常勤の専門職員の利用

当法人の方針として、監査チームを常勤の専門職員によって編成するのが原則としていますが、非常勤の専門職員の利用についても、やむを得ない事情がある場合には実施することができるものとしています。

オ. テクノロジー資源

品質管理システムに関連するテクノロジー資源については、管理方針を定め適切に対処すると共に積極的に活用することとしています。

⑤ 業務の実施及びその審査

ア. 当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めています。当該方針及び手続には、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代を含めています。

イ. 専門的な見解の問い合わせ

当法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、特別な検討を要する会計処理や専門的な知識が必要な会計処理に関する照会のプロセスを定めています。監査チームのメンバーから報告を受けた監査責任者は、報告された事項を、必要な場合には、監査チームの他のメンバーとも討議して検討することとしています。また、当該事項を品質管理担当社員及び審査担当者に事前に相談又は報告し、必要あるときは、当法人内外（顧問、メンバーファームを含む）の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討する運用となっています。

ウ. 監査上の判断の相違の解決

監査上の判断の相違が生じた場合には、他の専門的な見解を問い合わせる等により多角的な見解を入手し、各者による協議を行うこととしています。その上でも解決しない場合には全社員による協議を実施の上、監査報告書への影響を検討することし、また、判断の相違が解決するまでは監査報告書に日付を付すことはできないこととしています。

エ. 監査証明業務に係る審査

当法人は、品質管理規程に基づき審査を実施しない場合を除き、全ての監査業務について審査

を行っています。監査計画の審査から監査チームが監査意見表明に至る過程において監査計画の策定及びその修正、監査意見に関して、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために方針及び手続を定めています。また、当法人は審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査の完了日以降としています。

オ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている 監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人では、調書改ざん防止、調書の保管、アーカイブ後の調書保管と修正に関わる方針手続を定め、運用しています。アーカイブ後の電子監査調書には監査チームは直接アクセスできず、修正する場合には理由を説明し、品質管理担当社員の承認のもと、修正前と修正後のファイルを所定の手続きを経て保存することとしています。

⑥ 業務に関する情報の収集及び伝達

当法人は、オープンかつ活発なコミュニケーションを重要視しており、毎月全体会議で相互に情報収集及び伝達の機会を設けています。また、監査役等とも積極的にコミュニケーションを取るようになっています。

⑦ 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

監査人の交代時の方針及び手続を当法人の品質管理規程において定め、前任、後任いずれの場合においても適切に交代手続を実施することとしています。

⑧ ①から⑦までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人では、品質管理システムの責任者を最高経営責任者とし、品質管理システムの整備及び運用に関する責任は品質管理担当社員としています。

⑨ ①から⑧までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成るリスク評価プロセスをデザインし適用することとしています。具体的には品質管理基準報告書第1号実務ガイダンス第4号の様式1等を利用し、当法人の状況に合わせて整備、運用を図っています。また、状況の変化に応じてその修正の必要性を検討し、対応することとしています。

⑩ ①から⑧までに掲げる事項についての実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は、品質管理システムの整備及び運用について、関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供すること、及び不備が適時に改善されるように識別された不備に対応する適切な措置を講じることを目的として、モニタリング及び改善プロセスを定めています。また当法人のモニタリング活動は、日常的なモニタリング活動と定期的なモニタリング活動の組合せにより構成され、日常的モニタリング活動は、通常、日常的な活動であり、監査事務所のプロセスに組み込まれて、決められたルールに基づき即時に実施されています。定期的なモニタリング活動は、定期的モニタリング担当者によって一定の間隔で実施されています。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

該当ありません。

- (5) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

2021 年 10 月（通常レビュー）

- (6) 業務の品質の管理方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の品質管理のシステムの整備及び運用に関する最終的な責任を持つ代表社員である牧により、適正であることを確認しています。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当ありません。

- (2) 当該業務上の提携を開始した年日

該当ありません。

- (3) 当該業務上の提携の内容

該当ありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当ありません。

- (2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当ありません。

- (3) 当該業務上の提携の内容

該当ありません。

- (4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取り決めの概要

SCS-Invictus グループのネットワーク・ファームとしてブランド名を共有していますが、監査業務上の取り決めはありません。

二. 社員の概要

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
7 人	0 人	7 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員総会	経営・管理及び業務全般に関する重要事項の意思決定	7人	0人	7人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) SCS 国際有限責任 監査法人	東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル	5人	0人	5人	2人
(従) SCS 国際有限責任 監査法人大阪事務所	大阪府大阪市中央区本町 2-1-6 堺筋本町センタービル 8階	2人	0人	2人	2人

四. 監査法人の組織の概要

代表社員 3 名、社員 4 名による社員会のもと、独立した品質管理本部、管理業務全般を行う管理業務本部、実務を行う監査業務本部を設置しています。

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：万円)

	第 15 期 2022 年 8 月 1 日～2023 年 7 月 31 日	第 16 期 2023 年 8 月 1 日～2024 年 7 月 31 日
売上高		
監査証明業務	14,068	18,591
非監査証明業務	3,104	3,357
合計	17,172	21,948

2. 直近の二会計年度の計算書類

※添付を参照ください。

3. 2.に掲げる計算書類に係る監査報告書

該当ありません。

4. 供託金等の額

(単位：百万円)

公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額	14
供託所へ供託した供託金の額（金銭及び有価証券の額）	14
保証委託契約の契約金額	-
有限責任監査法人責任保険契約の填補限度額（1 事故／期間中）	-

(無限責任監査法人にあたっては、添付の必要はない。)

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

引受けを行う者の商号又は名称	保険の種類	契約年月日	保険金の額（填補限度額）（1 事故／期間中）
-	-	-	-

(無限責任監査法人にあたっては、添付の必要はない。)

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

株式会社大真空

株式会社エーアイテイー

ビートレンド株式会社

図研エルミック株式会社